

児童発達支援センターの一元化 一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準について

◎ 改正後（一元化後）の基準（令和6年4月以降～）

児童発達支援センター				
	児童発達支援		治療を行う場合	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 全部委託の場合は置かないことも可 ○ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く ○ 管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可 	左記の人員に加え、 ○ 診療所に必要とされる従業者 ・ ・ ・ 医療法に規定する必要数
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 ○ 発達支援室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人 ○ 遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外遊技場 ○ 相談室 ○ 調理室 ○ 便所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静養室 ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること 	左記の基準に加え(※)、 ○ 医療法に規定する診療所に必要とされる設備 (※) 医務室については除く。

◎ 経過措置

旧医療型児童発達支援センター及び旧福祉型児童発達支援センター（難聴児、重症心身障害児）の人員・設備について、令和8年度末までの間（設備基準は当分の間）、改正前の基準によることができる。

<参考> 改正前の基準

	福祉型			医療型
	障害児	難聴児	重症心身障害児	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること) ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 全部委託の場合は置かないことも可 ○ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く ○ 管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可) ○ 機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く) ○ 看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く) ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可) <p>上記の人員に加え、言語聴覚士を指定発達支援の単位ごとに4人以上配置</p> <p>※ 言語聴覚士、機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可) ○ 機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く) ○ 看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く) ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可) <p>上記の人員に加え、看護職員、機能訓練担当職員を各々1人以上配置</p> <p>※ 機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療所に必要とされる従業者 ・ ・ ・ 医療法に規定する必要数 ○ 児童指導員・・・ 1以上 ○ 保育士・・・ 1以上 ○ 看護職員・・・ 1以上 ○ 理学療法士又は作業療法士 ・ ・ ・ 1以上 ○ 機能訓練担当職員・・・ 必要数 (言語訓練等を行う場合) ○ 児童発達支援管理責任者 1以上 ○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可)
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 ○ 指導訓練室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人 ○ 遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人 ○ 屋外遊技場 ○ 静養室 (主として知的障害児が通所) ○ 相談室 ○ 調理室 ○ 便所 ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 ○ 指導訓練室 ○ 遊戯室 ○ 屋外遊技場 ○ 静養室 ○ 相談室 ○ 調理室 ○ 便所 ○ 聴力検査室 (主として聴覚障害児が通所) ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 (設けないことができる) ○ 指導訓練室 ○ 遊戯室 (設けないことができる) ○ 屋外遊技場 (設けないことができる) ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること ○ 相談室 (設けないことができる) ○ 調理室 ○ 便所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に規定する診療所に必要とされる設備 ○ 浴室及び便所には手すり等身体の機能の非自由を助ける設備 ○ 階段の傾斜は緩やかにする ○ 指導訓練室 ○ 相談室 ○ 屋外訓練場 ○ 調理室